

Act on Specified Commercial Transactions

特定商取引法に基づく表記

事業者の名称・住所

オフィス Manaka

〒106-0045

東京都港区麻布十番 1-2-7 ラフィネ麻布十番 701

代表者の氏名

間中 教文

お問い合わせ窓口

電話番号：050-1809-9774

受付時間：24 時間

※クーリングオフの手続きはお電話ではお受けできませんので、書面にてご連絡ください

役務の内容

お客様に送付される入会契約書に記載のとおりです。

役務の対価

お客様に送付される入会契約書に記載のとおりです。

授業料等以外にお客様が負担すべき費用

維持管理費等、お客様に送付される入会契約書に記載の諸費用をお支払いいただきます。

対価の支払時期

お客様に送付される入会契約書に記載のとおりです。

対価の支払い方法

銀行振込

役務の提供時期

お客様に送付される入会契約書に記載の初回授業日となります。

クーリングオフ

1.お客様は、入会契約書の交付の日を含め8日以内は書面によって申込みを撤回し、又は契約を解除することができます。

2.当事務所からの不実告知又は脅迫行為等、お客様のクーリングオフを妨害する行為があったことにより、お客様が誤認又は困惑してクーリングオフを行使できなかった場合、お客様

は当事務所から別途クーリングオフに関する文書が改めて交付された日を含めて 8 日以内

に書面によって申し込みを撤回し、又は契約を解除することができます

3.クーリングオフによる申し込みの撤回又は契約の解除はお客様が申し込みを撤回する旨又は契約を解除する旨を記載した書面を、当事務所宛に発信した時より成立します。

4.クーリングオフによる申し込みの撤回又は契約の解除については、手数料は不要とし、お客様は損害賠償又は違約金の支払を請求されることはありません。既に引き渡された教材等の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。

中途解約

当事務所は、前条本文に定めるクーリングオフ権利行使期間の経過後、お客様から書面による契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には全額返還するものとします。

(1) 学習指導開始後である場合、お客様に提供される役務に応じて次に定める額

①通塾又は家庭教師契約に係る役務：提供された役務の対価に相当する額及び五万円又は契約残額の 20%に相当する額のいずれか低い額との合計額。

②その他の役務：提供された役務の対価に相当する額及び二万円又は 1 ヶ月分の授業料に相当する額のいずれか低い額との合計額。

(2) 学習指導開始前である場合、お客様に提供される役務に応じて次に定める額

①通塾又は家庭教師契約に係る役務：契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として一万五千元迄。

②その他の役務：契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として一万一千円迄。

(3) 当事務所の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料を徴収しないものとします。

(4) 返還金のある場合は、お客様の指定する方法で 30 日以内に申込者に返還するものとします。

(5) 中途解約時に、教材等の未使用部分に相当する前受金がある場合は返還するものとします。

(6) 中途解約のお申出は、解約（退塾）される月の前月末日までにお通いの教室へお申出いただく必要があります。